

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部
を改正する条例の制定について

1 改正の主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うため、柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例を制定するものです。

2 主な内容

(1) 略称を変更

新しく創設された施設等利用給付と区別するため、条文中の略称を教育・保育給付と変更する。

区分	対象施設・事業	備考
教育・保育給付	認定こども園，幼稚園，保育所，地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，事業所内保育，居宅訪問型保育）	子ども・子育て支援新制度で給付を受けている施設
施設等利用給付	私学助成の幼稚園，特別支援学校，預かり保育事業，認可外保育施設等（認可外保育施設，一時預り事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業）	今回の無償化で新たに創設された給付制度

(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

ア 無償化に伴い、2号認定子どもの副食費の取扱いについて、保護者が支払うことと改めます。

イ 低所得者層世帯への負担軽減措置として、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費について、支払いを免除とします。

3 施行期日

令和元年10月1日